

# 議案の概要と審議結果（賛成・・・○、反対・・・×）

○平成24年第1回定例会（2月20日～3月22日）

◎派略称

自 民＝自由民主党新宿区議会議員団  
共 産＝日本共産党新宿区議会議員団  
み無会＝みんな・無所属の会  
主 権＝区民主権の会

公 明＝新宿区議会公明党  
民無ク＝民主・無所属クラブ  
社 会＝社会新宿区議会議員団  
花マル＝新宿区議会花マルクラブ

議案名		概 要	自民	公明	共産	民無ク	み無会	社会	主権	花マル	議決結果
区長提出議案 (8件)	平成24年度新宿区一般会計予算	予算額:1,372億1,945万円	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
	平成24年度新宿区国民健康保険特別会計予算	予算額: 356億1,285万6千円	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
	平成24年度新宿区介護保険特別会計予算	予算額: 210億3,728万8千円	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
	平成24年度新宿区後期高齢者医療特別会計予算	予算額: 62億8,624万3千円	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
	平成23年度新宿区一般会計補正予算(第6号)	補正予算額: △33億9,294万6千円、補正後予算額: 1,373億4,368万1千円 補正の理由: 勲褒退職手当の実績増、執行実績減、基金利子等の積立金等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成23年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	補正予算額: △10億1,999万6千円、補正後予算額: 339億9,282万3千円 補正の理由: 一般被保険者療養給付費等の実績減、出産育児一時金の実績増、保健事業費の実績減、後期高齢者拠出金確定に伴う増等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成23年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第3号)	補正予算額: 103万8千円、補正後予算額: 196億3,397万6千円 補正の理由: 基金利子の積立金等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成23年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	補正予算額: △1,171万円、補正後予算額: 59億1,719万8千円 補正の理由: 入院時負担軽減支援金の実績減等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
53件 条例の制定・改正・廃止 (35件)	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例	「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例	義務教育施設整備のほか、次世代育成のための環境整備を目的とした基金とするため、題名並びに基金の名称・設置目的について、所要の改正を行うとともに規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例	職員の定数を改める。(2,808人→2,761人)	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	「あゆみの家」の管理を指定管理者に行わせることに伴い、心身障害者通所訓練施設業務手当を廃止する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例	「介護保険法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	「障害者基本法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」に基づく生活介護、就労継続支援及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成26年度末まで継続する。 2 「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立新宿生活実習所条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成26年度末まで継続する。 2 「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立福祉作業所条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」に基づく就労継続支援及び食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成26年度末まで継続する。 2 「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立心身障害者通所訓練施設条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成26年度末まで継続する。 2 「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立シニア活動館条例の一部を改正する条例	「戸山ことぶき館」を廃止し「戸山シニア活動館」を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせる。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区介護保険条例の一部を改正する条例	平成24年度から26年度までの各年度における第1号被保険者(65歳以上)の保険料率に関し、所得段階設定や基準額等を定める。	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
新宿区児童手当条例を廃止する条例	現行の子ども手当が恒久的な手当制度へ移行することを受け、児童手当を廃止する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	み無会	社会	主権	花マル	議決結果
新宿区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正に伴い、「子ども総合センター」において、「障害者自立支援法」に基づく児童デイサービスに代わり、「児童福祉法」に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスを行う。 2 「障害者自立支援法」に基づく児童デイサービス及び食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、「児童福祉法」に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスに係るものとして、平成26年度末まで継続する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例	1 「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正に伴い、サービス等利用計画手数料・障害児支援利用計画手数料について定める。 2 「介護保険法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例	女性特有のがん検診及び大腸がん検診に係る保健事業の利用の促進を図るため、対象者の使用料等を無料とする時限的な特例措置を平成24年度においても継続する。 特例措置対象者年齢 … 子宮がん検診(子宮頸部細胞診):20歳、25歳、30歳、35歳、40歳 (平成24年3月末現在) 乳がん検診及び大腸がん検診:40歳、45歳、50歳、55歳、60歳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区立区民健康センター条例の一部を改正する条例	「区民健康センター」の移転(⇒大久保3-1-1)に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 一般被保険者の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改定する。 2 「児童福祉法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
新宿区興行場法施行条例	「興行場法」の改正に伴い、条例の全部を改正して同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区旅館業法施行条例	「旅館業法」等の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区公衆浴場法施行条例	「公衆浴場法」の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例	「墓地、埋葬等に関する法律」の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区クリーニング業法施行条例	「クリーニング業法」の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区理容師法施行条例	「理容師法」等の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区美容師法施行条例	「美容師法」等の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区道路占用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例	「道路法施行令」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区特定公共物管理条例の一部を改正する条例	「道路法施行令」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例	「道路法施行令」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	1 神楽坂通り地区地区計画の都市計画決定及び神楽坂三・四・五丁目地区地区計画の都市計画変更決定に伴い、区域内における建築物の用途、敷地面積及び構造等に関する制限について定める。 2 「都市計画法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	「障害者自立支援法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	み無会	社会	主権	花マル	議決結果	
その他 (9件)	区分所有建物の買入れについて	「(仮称)西富久子ども園」を開設するため、区分所有建物を買入れ。 (富久町500番)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	保険料を軽減するため、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」の一部を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	特別区道の路線の認定について	起点:百人町二丁目306番28地先、 終点:百人町二丁目301番1地先	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	特別区道の路線の認定について	起点:北新宿三丁目876番36地先、 終点:北新宿三丁目876番11地先	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	特別区道の路線の認定について	起点:山吹町291番1地先、 終点:山吹町1番1地先	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	特別区道の路線の認定について	起点:若葉一丁目11番3地先、 終点:若葉一丁目13番19地先	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	公の施設の指定管理者の指定について	指定管理者を指定する。 三栄町生涯学習館(本塩町2)…公益財団法人新宿未来創造財団	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
	旧新宿区立西戸山第二中学校施設活用改修建築工事請負契約	「旧新宿区立西戸山第二中学校施設活用改修建築工事」を施行する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	旧新宿区立西戸山第二中学校施設活用改修に伴う機械設備工事請負契約	「旧新宿区立西戸山第二中学校施設活用改修に伴う機械設備工事」を施行する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
人事の同意	新宿区監査委員選任の同意について	山岸美佐子氏	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
議員提出議案 (2件)	意見書	父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されているが、このほかの母子家庭が受けられる行政による支援制度(就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など)の多くが、父子家庭では受けられない。対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう国会及び政府に強く求めました。 1 遺族基礎年金の拡充策として、遺族である父子家庭の父も支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしているも子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	意見書	消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書 全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いている。都内においては、同年度で約12万5,000件の相談が寄せられており、特に60歳以上の高齢者からの相談件数は過去最多、被害金額も高額となるなど深刻な状況である。一方、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要することから、事業者には比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難である。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適確消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題がある。平成23年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会が取りまとめた報告書の内容を踏まえ、消費者のための新たな訴訟制度を早期に創設するよう、国会及び政府に強く求めました。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	